

三原市立鷺浦小学校不祥事防止委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、三原市立鷺浦小学校校務運営規程第13条の規定に基づき、不祥事防止委員会（以下、「委員会」という）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、学校組織として、教職員の教育公務員としての自覚と規範意識を高め、不祥事を許さず、教育に全力を注ぐ学校風土・文化を確立することを目的とする。

(委員の構成)

第3条 委員会は、校長、教頭、保健主事、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

2 委員会は、女性教職員が1名以上所属するものとする。

(業務の内容)

第4条 委員会は、不祥事防止に係る次の業務を行う。

- (1) 委員会の年間計画の作成，実施
- (2) 服務規律の確保に係る研修の計画，企画，実施
- (3) 児童・保護者へ不祥事防止に関するアンケート調査の実施，分析
- (4) 服務規律の確保に向けた啓発，環境づくり，情報の発信
- (5) 教職員相互のコミュニケーションづくり，不祥事防止チェックの実施
- (6) 保護者との意見交換
- (7) その他，服務規律の確保に向けた取組に関すること

(意見等の聴取)

第5条 委員会において必要があると認めるときは、関係職員及び関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の遵守)

第6条 委員は、委員会の会議等で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、月1回開催するものとする。ただし、校長が必要と認めるときは、委員会を開催することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、校長が定める。

附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

令和4年度 不祥事防止委員会年間計画

三原市立鷺浦小学校

月	日	曜	内 容	全体研修担当
4	14	木	・ 研修計画の確認と分担作成 ・ 全体研修会（服務規律厳守）の計画・実施 面談の実施計画	校長
5	22	日	・ 全体研修会内容の検討・前回の反省 ・ 全体研修会（テストの未実施・未返却に係る不祥事の防止）の計画・実施	教頭
6	14	火	・ 全体研修内容の検討・前回の反省 ・ 全体研修会（不適正な公金処理の防止）の計画・実施	事務職員
7	14	木	・ 全体研修内容の検討・前回の反省 ・ 全体研修会（体罰防止）の計画・実施 ・ 児童、保護者アンケートの計画・実施	生徒指導
8	3	水	・ 全体研修内容の検討・前回の反省 ・ 全体研修会（ロールプレイ：アンガーマネジメント）の計画・実施	養護教諭
9	6	火	・ 全体研修内容の検討・前回の反省 ・ 全体研修会（わいせつ行為・セクシュアルハラスメント防止）の計画・実施	高学年部
10	13	木	・ 全体研修内容の検討・前回の反省 ・ 全体研修会（薬物所持・使用の防止）の計画・実施	中学年部
11	17	木	・ 全体研修内容の検討・前回の反省 ・ 全体研修会（個人情報保護）の計画・実施	教務主任
12	13	日	・ 全体研修内容の検討・前回の反省 ・ 全体研修会（飲酒運転）の計画・実施 ・ 児童、保護者アンケートの計画・実施	養護教諭
1	12	木	・ 全体研修内容の検討・前回の反省 ・ 全体研修会（体罰防止）の計画・実施	高学年部
2	16	木	・ 全体研修内容の検討・前回の反省 ・ 全体研修会（交通安全・事故の防止）の計画・実施	教頭
3	27	月	・ 令和4年度の反省と今後の改善点について ・ 令和5年度の年間計画作成 ・ 全体研修会（自らの弱さの自覚と克服法）の計画・実施	校長